

日時：令和4年2月5～6日  
会場：Zoomによるオンライン開催  
報告者：白川栄里

## 日本理学療法士協会臨床実習指導者講習会

### プログラム

講義1【理学療法士・作業療法士養成施設における臨床実習制度の理念と概要】

講義2【その他臨床実習に必要な事項】教育原論・人間関係論

講義3【臨床指導者のあり方】ハラスメント防止意識の向上

講義4【臨床実習の到達目標と終了基準】

講義5【その他臨床実習に必要な事項】臨床実習における学生評価

講義6【臨床実習施設における臨床プログラムの立案】

演習1【その他臨床実習に必要な事項】人間関係論

演習2【臨床指導者のあり方】ハラスメントの防止について

演習3【臨床実習の到達目標と終了基準】

演習4【その他臨床実習に必要な事項】臨床実習における学生評価

演習5【臨床実習施設における臨床プログラムの立案】

規定する時間内で臨床実習プログラムを立案

演習6【臨床実習指導者およびプログラムの評価】

## 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書

現在:施設数 107 施設、定員数約 3 千 6 百人)と比べ、約 3.9 倍の増加、作業療法士の学校養成施設は、全国 192 施設の定員数は約 7 千 7 百人であり、平成 11 年度(4 月現在:施設数 97 施設、定員数約 3 千百人)と比べ、約 2.5 倍の増加となっている。

また、高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築などにより、理学療法士及び作業療法士に求められる役割や知識等が変化している。

これら理学療法士及び作業療法士を取り巻く環境の変化に対応するため、学校養成施設の教育内容の見直しや、臨床実習の充実等による理学療法士及び作業療法士の質の向上が求められている。

さらに、臨床実習については、その実施方法や評定方法などが、学校養成施設や臨床実習施設によって様々であることや、臨床実習時間外に恒常的な課題を行うなど学生にとっても大きな負担となっていることから、理学療法士及び作業療法士の質の向上のため、盛床実習の在り方を見直すことや、学校養成施設や臨床実習施設における教育の質の向上についても求められている。

### (1) 総単位数の見直しについて

(理学療法士)

専門分野現行:53 単位一見直し:57 単位

臨床実習現行:18 単位一見直し:20 単位

・専門化・多様化する保健・医療・福祉・介護等のニーズに対応するため、臨床現場における実践を通じて、基本的理学療法技術の修得を図り、地域包括ケアシステムの強化に資する高度医療人材を養成することを目的に 2 単位追加する。

また、臨床実習の質向上を図るために、「臨床実習前の評価」、「臨床実習後の評価」を必修化する。

### (3) 臨床実習の 1 単位の時間数について

臨床実習の 1 単位の時間数については、1 単位を 40 時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め 45 時間以内とする

## 第 3 臨床実習の在り方について.

### 1. 基本的考え方

臨床実習については、臨床実習の質の向上を図るため、臨床実習施設及び臨床実習指導者の要件等について検討を行った。

また、冒頭で述べたアンケートについては、特に臨床実習の実態を把握するため、公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本作業療法士協会にも協力をいただき、学校成施設、学生、卒業生、臨床実習指導者と幅広くアンケートを行ったものであり、その結果を踏まえ、臨床実習の構成や方法、

臨床実習において実習生が実施可能な行為など、臨床実習の在り方について検討した。

## 2.改正の内容

- (1)臨床実習施設の要件について
- (2)臨床実習指導者の要件について
- (3)実習生に対する臨床実習指導者数について
- (4)臨床実習の構成、方法等について
- (5)臨床実習において学生が実施できる行為について

### 今後の課題

今回の見直しについては、質の高い理学療法士、作業療法士を養成するため大幅な見直しを行うものであり、新カリキュラムの適用がされた以降、当該見直しによる理学療法士、作業療法士の質の向上等について検証することが必要と考える。

冒頭でも述べたが平成11年の前回改正から約18年経過しており、その間に理学療法士、作業療法士を取り巻く環境も大きく変化している。今後も高齢化の進展等に伴い理学療法士、作業療法士に求められる役割も変化していくことが考えられることから、上記の検証も踏まえ、新カリキュラムの適用から5年を目処として、新たな見直しの必要性についての検討が望まれる。教員の人数及び専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数についても、今回の見直しによる影響等を踏まえた検討が必要であることから、上記の検証も踏まえて検討を行うことが望まれる。

臨床実習前の評価、臨床実習後の評価及び臨床実習において学生が実施できる範囲については、その評価の実施方法や実施可能な行為が全国で統一されることが望ましいことから、将来的には全国統一の評価方法等についての検討が必要である。

(中略)理学療法士及び作業療法士の養成期間について、現在の3年以上から4年以上に見直すべきとの意見があり、今回の見直しによる影響、医療職全体のバランス、リハビリテーションに関する国際的な教育水準も踏まえた検討が必要とされる。

### 第8 おわりに

本報告の内容は、理学療法士及び作業療法士の教育に関し大幅な見直しを求めるものであるが、いずれも早急に実施されることが必要である。行政は本報告の趣旨を踏まえ、その内容が適切に実施されるよう指定規則等の改正に着手される事を期待する。

学校養成施設においては、「国家試験に合格することのみに重点を置くのではなく全ての学校養成施設が将来の理学療法士又は作業療法士として活躍できる人材の養成に重点を置き、それぞれ特色のある教育を行うことを期待する。